⑶　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち、単体は①及び②の決定、異工種建設工事共同企業体の構成員は該当する決定を受けている者であること。

①　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和７・８年度一般競争参加資格業者のうち港湾土木工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）

②　関東地方整備局（港湾空港関係）における令和７・８年度一般競争参加資格業者のうち港湾等鋼構造物工事の資格決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が1,100点以上であること。）

⑷①　単体有資格業者にあっては、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

同種工事）

ア）場所打ちの鉄筋コンクリートを3,100㎥以上施工した工事

イ）扉体面積（純径間、扉高さから求まる面積）56㎡以上の水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の製作及び据付を行った工事

上記ア）、イ）は別件でもよいものとするが両方の実績を有すること。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、港湾土木工事の客観点数が1,150点以上の者にあっては、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事）

場所打ちの鉄筋コンクリートを3,100㎥以上施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者にあっては、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事）

扉体面積（純径間、扉高さから求まる面積）56㎡以上の水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の製作及び据付を行った工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

なお、異工種建設工事共同企業体により参加する者は、分担工事ごとに主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

②　単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ただし、上記の期間に労働基準法第65条第１項又は第２項の規定による産前・産後休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２条第１項第１号又は第２号の規定による育児休業及び介護休業（以下、「産前・産後休業等」という。）を取得した場合は、産前・産後休業等期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。産前・産後休業等期間を加える場合は、産前・産後休業等期間を確認できる資料を添付することとし、添付がない場合は追加期間を加えないこととする。

同種工事）

ア）場所打ちの鉄筋コンクリートを施工した工事

イ）水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の据付を行った工事

上記ア）、イ）は別件でもよいものとするが両方の実績を有すること。

ただし、主任（監理）技術者一人で全ての施工経験を満たさない場合、別に配置する主任技術者の施工経験を同種工事の施工経験として認めることとする。なお、主任技術者は、当該工種の施工期間のみに専任を要するものとする。また、同種工事の施工経験については、各施工経験１件に対して複数名の申請は認めないこととする。

また、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、港湾土木工事の客観点数が1,150点以上の者にあっては、１人の者が、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

同種工事）

場所打ちの鉄筋コンクリートを施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

④　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、港湾等鋼構造物工事の客観点数が1,100点以上の者にあっては、１人の者が、平成22年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

同種工事）

水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の据付を行った工事